

平成30年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策  
【多文化共生社会の形成の推進に関する条例第21条に基づく報告】

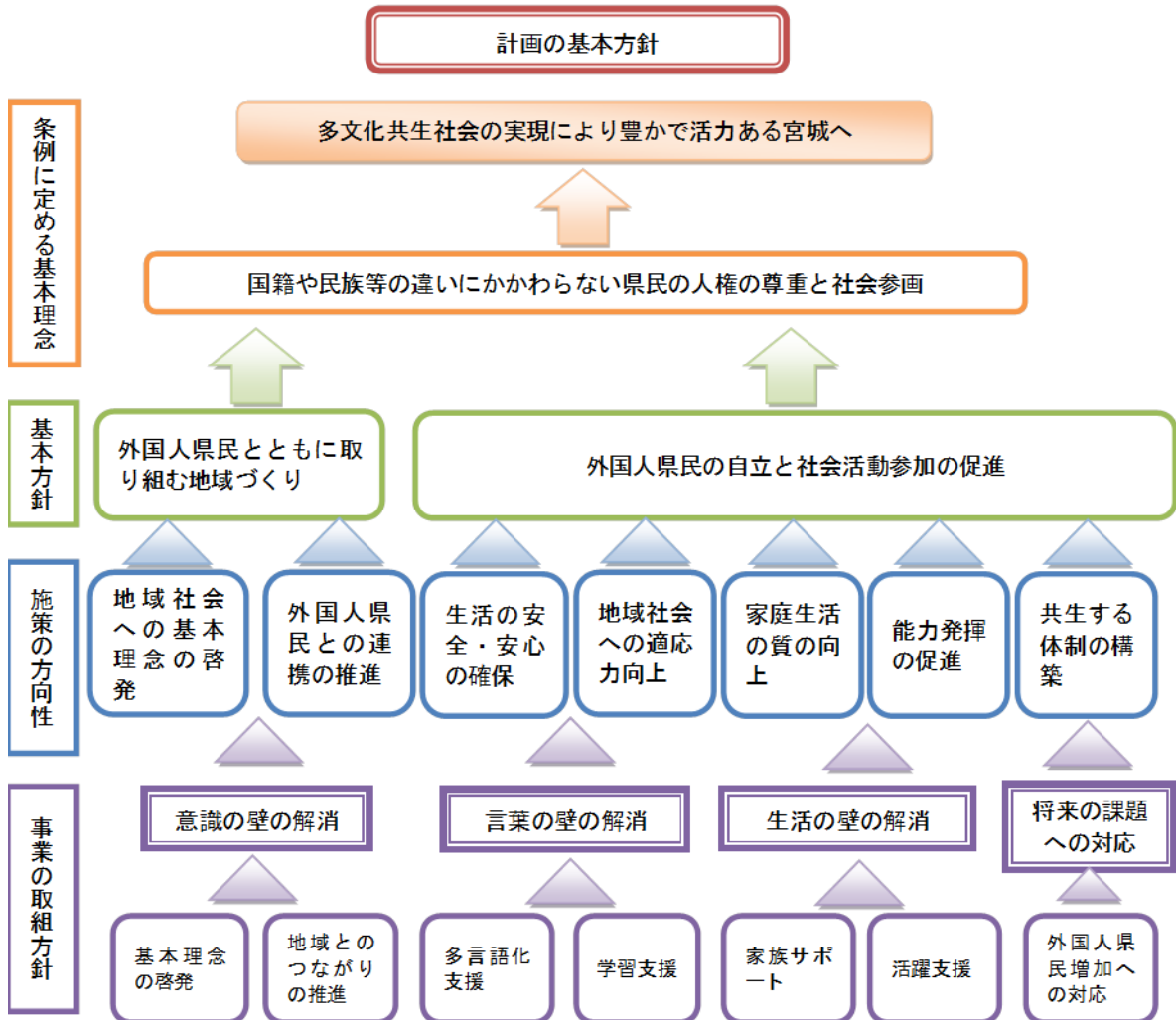
令和元年6月  
宮 城 県

# 目 次

基本方針と多文化共生施策の方向性	1
1 平成30年度に講じた多文化共生施策	
(1) 「意識の壁」の解消	
① 多文化共生シンポジウム開催事業	2
② 啓発ツール作成事業	3
③ 多文化共生社会推進審議会運営事業	5
④ 多文化共生社会の推進に関する市町村等研修会開催事業	6
⑤ 多文化共生推進連絡会議運営事業	6
(2) 「言葉の壁」の解消	
① 災害時通訳ボランティア整備事業	7
(3) 「生活の壁」の解消	
① みやぎ外国人相談センター設置事業	8
② 技能実習生との共生の地域づくり推進事業	9
2 宮城県多文化共生社会推進計画の評価指標における進捗状況	10

# 基本方針と多文化共生施策の方向性

(第2期宮城県多文化共生社会推進計画より)



**【参考1】多文化共生社会の定義（条例第2条関係）**  
 「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いに、文化的背景等の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会をいう。

**【参考2】議会への報告等（条例第21条関係）**  
 知事は、毎年度、多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策を県議会に報告するとともに、公表するものとする。

# 1 平成30年度に講じた多文化共生施策

## (1)「意識の壁」の解消

### 【事業の取組方針】

「意識の壁」の解消に向け、広く基本理念の普及・啓発を行い、県民や関係機関等との推進体制の整備を図る。

### ① 多文化共生シンポジウム開催事業（事業費：192,012円）

「地域の未来を拓く外国人市民の力」をテーマに、地域で働き、暮らしている外国人と多文化共生がもたらす地域の未来をともに考える「多文化共生シンポジウム in おおさき」を大崎市と共催で開催し、基調講演やパネルディスカッションを通じて、多文化共生に関する理解促進を図った。

■日 時：平成30年10月8日（月・祝日） 午後1時30分から午後3時50分まで

■場 所：大崎市図書館 多目的ホール

■来場者数：170人

■プログラム：

□現状報告：「宮城県の多文化共生の現状について」

宮城県経済商工観光部参事兼国際企画課長 成田 美子

□基調講演：「農業で叶える私の夢 Life」

遠田郡美里町在住 ブシャン・アケボノ 氏

□パネルディスカッション：

「地域で働き、暮らしている外国人と考える、多文化共生がもたらす地域の未来」

・コーディネーター （公財）宮城県国際化協会 総括マネージャー 大泉 貴宏 氏

・パネリスト 遠田郡美里町在住 ブシャン・アケボノ氏

大崎市在住 リチャーズ・ケビン氏

登米市在住 村上 永花 氏





# 多文化共生

## シンポジウム in おおさき

～地域の未来を拓く外国人市民の力～

◆日 期 2018年10月8日(月・祝日) 13時30分から

◆場 所 大崎市図書館(東栄堂ホール)「多目的ホール」  
大崎市古川駅前大通西下町2番1号  
※定員は約100名です。定員の超過については同日午後2時から抽選を行います。抽選結果につきましては、お申し込みの際に提供したメールアドレスへお知らせいたします。大崎市図書館のホームページをご覧ください。  
http://www.city.osaka.lg.jp/kyouiku/01/0102000073\_0101010.html

◆参加費 無料

---

### ふるくらむ

◆第1部>

13:50～14:05 報告  
『宮城県内の多文化共生の現状について』  
宮城県経済労働工程労働部事務官 佐藤 美子

14:05～14:40 基調講演  
『商業で対える私の夢』  
遠田彩葉 監理主任 アシヤン・アケボノ 氏(インド出身)

◆第2部>

14:50～15:40 パネルディスカッション  
『協議で進め、暮らしている外国人と暮らす。多文化共生がもたらす地域の未来』  
コーディネーター  
■(司会) 宮城県国際化協会 組織マネージャー 大森 貴志 氏  
■パネリスト  
遠田彩葉 監理主任 アシヤン・アケボノ 氏(インド出身)  
大崎市長 三好 洋一 氏(ジャマイカ出身)  
登米市長 村上 浩見 氏(中国出身)

15:40 講演  
大崎市長 三好 洋一 氏

15:50 閉会

◆主催 宮城県、宮城県国際化協会、宮城県外国人労働者ネットワーク協議会  
◆協賛 大崎市、(社)宮城県国際化協会、株式会社文化タイムス社、IPO法人文化タイムス管理財団

② 啓発ツール作成事業 (事業費：516,823円)

事業者向け啓発リーフレット、クリアファイルや第3期計画リーフレットを作成し、市町村などを通じて事業者や県民等に向けへ配布することで、多文化共生の基本理念に関する普及啓発を図った。

## 組織のグローバル化で活カアップ!!

### 企業を変える外国人雇用

**多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城を目指しています**

宮城県は2007年に国連で初めて「多文化共生社会の形成に関する声明」を採択し、多文化共生を掲げていく上での基本理念(多言語・異文化の理解、多国籍との協働)について定めました。

① 多国籍企業との協働により、業務のグローバル化を推進する  
② 多国籍企業との協働により、業務のグローバル化を推進する  
③ 多国籍企業との協働により、業務のグローバル化を推進する

**多文化共生社会とは**  
国籍、民族等の異なる人々が、お互いの文化や価値観の違いを認め、人間を尊重し、多文化共生の精神を醸成して共に生きる社会

宮城県・宮城県国際化協会ネットワーク協議会(以下)の人数は50名(5076-0301-110)の組織です。宮城県国際化協会が協賛を承けています。

宮城県 経済産業労働部 国際企画課  
〒989-8170 宮城県仙台市青葉区中央2-3-1  
電話:022-271-0272 E-mail: hokusan@pref.osaka.lg.jp

### 外国人を雇用する際の留意点 - 労働者を守るには?

① 労働法を厳格に守ります  
外国人労働者は、労働法が適用されます。労働法には、「労働者の権利が保障されるもの」、「労働者の健康が保障されるもの」、「労働者の安全が保障されるもの」があります。また、労働法には「労働者の権利が保障されるもの」、「労働者の健康が保障されるもの」、「労働者の安全が保障されるもの」があります。

② 外国人労働者の権利を守るには  
外国人労働者は、労働法が適用されます。労働法には、「労働者の権利が保障されるもの」、「労働者の健康が保障されるもの」、「労働者の安全が保障されるもの」があります。また、労働法には「労働者の権利が保障されるもの」、「労働者の健康が保障されるもの」、「労働者の安全が保障されるもの」があります。

③ 労働法を厳格に守ります  
外国人労働者は、労働法が適用されます。労働法には、「労働者の権利が保障されるもの」、「労働者の健康が保障されるもの」、「労働者の安全が保障されるもの」があります。また、労働法には「労働者の権利が保障されるもの」、「労働者の健康が保障されるもの」、「労働者の安全が保障されるもの」があります。

④ 労働法を厳格に守ります  
外国人労働者は、労働法が適用されます。労働法には、「労働者の権利が保障されるもの」、「労働者の健康が保障されるもの」、「労働者の安全が保障されるもの」があります。また、労働法には「労働者の権利が保障されるもの」、「労働者の健康が保障されるもの」、「労働者の安全が保障されるもの」があります。

⑤ 労働法を厳格に守ります  
外国人労働者は、労働法が適用されます。労働法には、「労働者の権利が保障されるもの」、「労働者の健康が保障されるもの」、「労働者の安全が保障されるもの」があります。また、労働法には「労働者の権利が保障されるもの」、「労働者の健康が保障されるもの」、「労働者の安全が保障されるもの」があります。

名称	住所	電話番号
宮城県国際化協会	仙台市青葉区中央2-3-1	TEL:022-271-0272
外国人労働者支援センター	仙台市青葉区中央2-3-1	TEL:022-271-0272
宮城県国際化協会	仙台市青葉区中央2-3-1	TEL:022-271-0272
外国人労働者支援センター	仙台市青葉区中央2-3-1	TEL:022-271-0272

(事業者向け啓発リーフレット)

宮城 外国人 咨询 中心  
미야기 외 국 인 상 담 센 터  
Miyagi Support Center for Foreign Nationals  
Miyagi Sanggunian Sentro para sa mga Dayuhan  
Trung tâm tư vấn người ngoại quốc Miyagi  
विदेशी नागरिकका लागि को परामर्श केन्द्र मियागी  
Pusat Konsultasi Untuk Orang Asing Miyagi  
Centro de Apoio aos Estrangeiros em Miyagi

**TEL 022 (275) 9990**



**みやぎ外国人相談センター**  
TEL 022 (275) 9990

毎日の生活のなかで、悩んだりや困ったことがあったら、  
お気軽にお電話ください。

対応言語：中国語・韓国語・英語・タガログ語・ベトナム語・ネパール語・  
インドネシア語・ポルトガル語・日本語など  
曜日・時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00  
※ 三番通話電話での対応となる場合があります。  
(公財)宮城県国際化協会内



多文化共生社会を実現しよう!

国籍や民族等の違いにかかわらず  
人権の尊重と社会参画が図られる  
地域社会を目指して



宮城県経済商工観光部国際企画課

(クリアファイル)

宮城県 第3期

# 多文化共生社会

推進計画 2019-2023



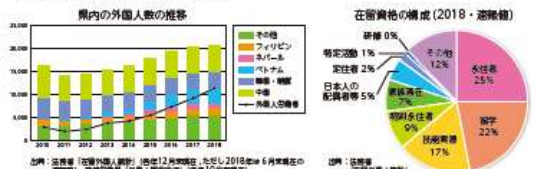

多文化共生社会の  
実現により  
豊かで活力のある宮城へ

宮 城 県

## 外国人県民の現況と基本理念

### 1 宮城県の外国人県民の現況

宮城県内の在留外国人の数は、2003年以降16,000人台で推移しており、東日本大震災後は約2,000人減少しましたが、その後、増加を続け、2018年6月末では20,434人となり過去最高を更新しています。国籍別では、中国籍が最も多く、次いで韓国・朝鮮籍が多くなっていますが、近年、ベトナム籍、ネパール籍などが増加しており、全体では東南アジア国籍の増加傾向を示しています。また、在留資格別では、技能実習や留学の増加が大きいとされています。



### 2 条例に定める基本理念

宮城県では、2007年7月、全国で初めて「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定し、多文化共生を進めていく上での基本理念や県・事業者・県民の責務、市町村との協働等について定めました。

- ◆ 多文化共生社会とは
  - 国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的特徴等の違いを認め、人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きている社会
- ◆ 基本理念
 

『多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ』

国籍、民族等の違いにかかわらず異なる国籍の人権の尊重と社会参画

- 1 国籍や民族等の違いにかかわらず、異なる人権が尊重される社会
- 2 国籍や民族等の違いにかかわらず、異なる国籍の人々が地域社会に参画できる社会
- 3 県、市町村、事業者、県民等が適切に役割を分担し、協働して取り組む社会

### 3 第3期計画策定について

この計画は、外国人県民の数の増加や国籍の多様化といった状況の変化に対応しつつ、第2期計画の取組を進めるとともに、多文化共生施策を総合的かつ創意的に実施することを目的に策定しています。

- ◆ 第3期計画策定の基本的な考え方
  - 外国人を取り巻く情勢の変化に対応し、一人一人が輝ける確かな環境の整備
  - 新たな課題である「外国人県民の増加と多様化 (Diversity)」への的確な対応

※ 基本理念及び基本方針は第2期計画を継承  
宮城県復興復興計画実施期を踏まえた施策の強化

(第3期計画リーフレット)

③ 多文化共生社会推進審議会運営事業（事業費：380,228円）

宮城県多文化共生社会推進審議会を開催した（4回）。主に多文化共生推進計画の策定について審議の上、県に答申するとともに、前年度に講じた施策や平成30年度多文化共生推進事業について審議した。

■第一回 平成30年6月7日（木）〔出席委員：8人〕

諮問 多文化共生社会の形成の推進に関する条例に基づく宮城県多文化共生社会推進計画（第3期）の策定について

議事 (1)平成29年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策について  
(2)平成30年度多文化共生推進事業について  
(3)第3期宮城県多文化共生社会推進計画の策定について

■第二回 平成30年8月28日（火）〔出席委員：9人〕

議事 (1)第3期宮城県多文化共生社会推進計画の策定について  
(2)第3回宮城県多文化共生社会推進審議会

■第三回 平成30年11月19日（月）〔出席委員：9人〕

議事 (1)第3期宮城県多文化共生社会推進計画〔中間案〕について

■第四回 平成30年12月27日（木）〔出席委員：9人〕

議事 (1)第3期宮城県多文化共生社会推進計画〔最終案〕について

■答申 平成31年1月11日（金）

多文化共生社会の形成の推進に関する条例に基づく第3期宮城県多文化共生社会推進計画の策定について

■委員名簿（敬称略・五十音順）

任期：平成30年2月1日～平成32年1月31日（平成31年4月1日現在）

職名	氏名	備考
仙台市立幸町小学校教諭	阿部 実智代	
東北大学大学院教育学研究科准教授	李 仁子	
宮城教育大学教員キャリア研究機構 機構長	市瀬 智紀	会長
行政書士金東暎事務所代表	金 東暎	
みやぎ外国人相談センター相談員	小関 一絵	
東北大学高度教養教育・学生支援機構 グローバルラーニングセンター教授	末松 和子	副会長
宮城県中小企業団体中央会副会長	針生 英一	
東北大学大学院歯学研究科 歯学イノベーションリエゾンセンター国際連携部門	古舘 由美	
東北医科薬科大学地域医療学教室助教 東北医科薬科大学病院総合診療科医師	宮澤 イザベル	



(審議会の様子)

④ 多文化共生社会推進に関する市町村等研修会開催事業（事業費：16,940円）

多文化共生の理解促進や情報共有等を図るため、市町村や国際交流協会職員等を対象に、外国人技能実習制度などをテーマに研修会を開催した。

■日 時：平成30年9月10日（月） 午後1時30分から午後3時50分まで

■場 所：本町分庁舎

■出席者：29人



(市町村研修会の様子)

⑤ 多文化共生推進連絡会議運営事業（事業費：0円）

多文化共生の推進に必要なネットワーク基盤の強化を図るため、関係機関で構成する連絡会議を開催した。

■日 時：平成30年7月17日（火） 午前10時から午前11時まで

■場 所：行政庁舎内

■出席者：9人



## (2) 「言葉の壁」の解消

### 【事業の取組方針】

「言葉の壁」の解消に向け、多言語化支援を行うとともに、外国人県民等への学習支援を図る。

#### ① 災害時通訳ボランティア整備事業（事業費：167,119円）

（公財）宮城県国際化協会（MIA）に委託し、県内で大規模災害が発生した際に、被災地からの要請に応じ速やかに通訳ボランティアを派遣できる体制整備を図るとともに、通訳ボランティアの確保・養成を行った。平成30年度末時点で139人・20言語での対応が可能となった。

#### ■研修会の開催

MIA外国人支援通訳サポーター・災害時通訳ボランティア合同研修会

内容：「宮城県内在留外国人の状況とMIA外国人支援通訳サポーターについて」

「結核に関する専門家の講話」

「結核現場における通訳の体験談」

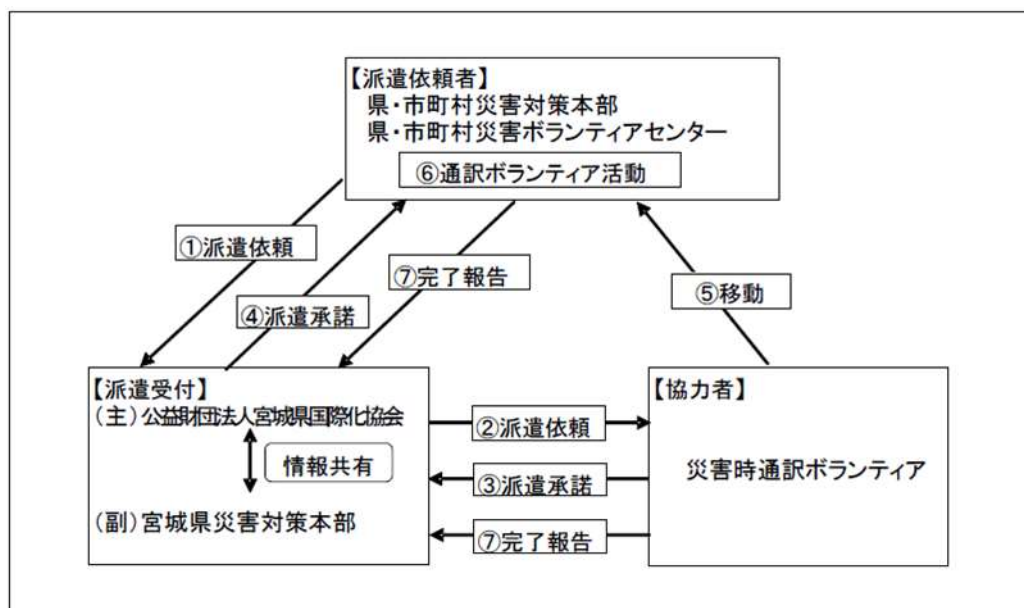
日時：平成30年5月23日（水） 参加者：38人

#### ■仙台防災未来フォーラム2019への参加

内容：「外国人は災害弱者？災害時における外国人の自助・共助・公助，その課題と対策」の発表，ブースの出展による活動内容の周知広報

日時：平成31年3月10日（日） 参加者：8人

#### ■派遣フロー図



### (3) 「生活の壁」の解消

#### 【事業の取組方針】

「生活の壁」の解消に向け、外国人県民等のサポートを行うとともに、活躍の支援を図る。

#### ① みやぎ外国人相談センター設置事業（事業費：2,146,130円）

（公財）宮城県国際化協会（MIA）に委託し、外国人県民やその家族から寄せられた相談に対して、必要な情報提供や専門窓口の紹介など問題解決に向けたアドバイスを行い、外国人県民の不安解消、問題解決等に寄与した。

相談センターには、外国人県民、相談機関の担当者を配置するとともに、相談センター通訳者の三者での通話が可能な「トリオフォン」機能を付加した電話機を設置しており、県政ラジオ番組等を通じ、一般県民、相談機関担当者に対する周知を図った。

対応言語	対応曜日	時 間
日本語、英語	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
中国語	第2・第4木曜日	午前10時～午後4時15分
韓国語	水曜日	午前10時～午後4時45分
タガログ語	火曜日	午前10時～午後4時45分
インドネシア語	第4月曜日	午前10時～午後4時45分
ベトナム語	第2・第4火曜日	午前10時～午後4時45分

※ネパール語・ポルトガル語及び相談員の勤務日以外に上記言語での相談があった場合は、三者通話（トリオフォン）により随時対応

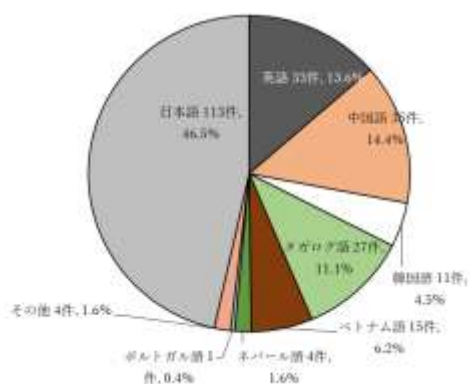
■相談対応件数 243件

■男女構成比 女性135件（56%）、男性108件（44%）

■相談手段 来所35件（14%）、電話204件（84%）、メール4件（2%）

■相談対応言語

■相談内容



② 技能実習生との共生の地域づくり推進事業（事業費：83,246円）

地域における受入環境整備を図るため、技能実習制度に係るセミナーを開催するとともに技能実習生と地域住民との交流の機会を創出した。第一部において、技能実習制度に関するセミナーを実施し、第二部において、外国人技能実習生の受入企業から事例発表をいただいた後に、交流会を実施した。

■日 時：平成31年1月27日（日） 午後1時30分から午後4時まで

■場 所：宮城県塩竈市魚市場中央棟

■参加者：外国人技能実習生，地域住民等120人

■内 容：第一部 技能実習制度セミナー

第二部 技能実習生と地域住民の交流会



（セミナー及び交流会の様子）

## 2 宮城県多文化共生社会推進計画の評価指標における進捗状況

### 評価指標 1 多文化共生啓発事業を実施している市町村数

#### ■指標説明

市町村が実施する啓発関連イベントのほか、関係部署・関係者との会議、打合せの開催を含む

#### ■目標値 H30：35市町村

##### 【考え方】

最終的にはすべての市町村による実施が望ましいことから、県内35市町村を目標に設定

#### ■進捗状況 H26：4市町村 ⇒ H27：6市町村 ⇒ H28：7市町村 ⇒ H29：7市町村 ⇒ H30：12市町村

##### 【実施市町村】

仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、栗原市、大崎市、塩竈市、富谷市、蔵王町、七ヶ浜町、加美町

##### 【H29からの増減】

5市町増加した。(塩竈市、富谷市、蔵王町、七ヶ浜町、加美町)

### 評価指標 2 多文化共生に関する説明会等に参加した県民の数

#### ■指標説明

町内会、民生委員など地域の推進役に対する各種研修会等での多文化共生に関する説明、情報提供などに参加した県民の数

#### ■目標値 H30：750人

##### 【考え方】

年間延べ150人を目標に設定

#### ■進捗状況 H26：90人 ⇒ H27：293人 ⇒ H28：731人 ⇒ H29：1,190人 ⇒ H30：1,551人

##### 【結果】

昨年度より361人増加した。

##### 【H29からの増減】

- ①塩竈市：「外国人技能実習生との交流イベント in しおがま」(参加者120人)。
- ②気仙沼市：「外国人のための防災講座」(参加者41人)
- ③名取市：「国際交流ボランティア対象の研修会」(参加者30人)
- ④大崎市：「多文化共生シンポジウム」(参加者170人)

### 評価指標 3 多言語による生活情報の提供実施市町村数

#### ■指標説明

生活に関する情報を日本語以外の言語で提供している県内の市町村の数

#### ■目標値 H30：16市町村

##### 【考え方】

特別永住者を除く在留外国人が100人以上の市町村での実施（+7市町）を目標

#### ■進捗状況 H26：12市町村 ⇒ H27：14市町村 ⇒ H28：18市町村 ⇒ H29：19市町村 ⇒ H30：25市町村

##### 【実施市町村】

仙台市，石巻市，塩竈市，気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，大崎市，富谷市，蔵王町，大河原町，柴田町，丸森町，松島町，七ヶ浜町，大和町，大郷町，色麻町，美里町，女川町，南三陸町

##### 【H29からの増減】

6町増加した。（蔵王町，大河原町，七ヶ浜町，大和町，大郷町，女川町）

### 評価指標 4 日本語講座開設数

#### ■指標説明

県内で開設されている日本語講座や日本語教室の数

#### ■目標値 H30：32講座

##### 【考え方】

第2期計画策定当時（平成25年度）28カ所+未実施の市における講座開設（+4市）を目標

#### ■進捗状況 H26：27講座 ⇒ H27：28講座 ⇒ H28：27講座 ⇒ H29：26講座 ⇒ H30：30講座

##### 【実施市町村】

仙台市（16講座），石巻市（2講座），塩竈市，気仙沼市，名取市，角田市，岩沼市，登米市，栗原市，大崎市，亶理町，松島町，美里町，南三陸町

##### 【H29からの増減】

4講座増加した。（仙台市3講座，塩竈市1講座）

## 評価指標 5 外国人相談対応体制を整備している市町村数

### ■指標説明

外国人からの外国語相談に対応できる体制を整備している県内の市町村の数

### ■目標値 H30：9市町村

#### 【考え方】

在留外国人が300人以上の市での実施（+4市）を目標

### ■進捗状況 H26：6市町村 ⇒ H27：6市町村 ⇒ H28：6市町村 ⇒ H29：6市町村 ⇒ H30：7市町村

#### 【実施市町村】

仙台市，石巻市，気仙沼市，角田市，登米市，栗原市，川崎町

#### 【H29からの増減】

1市増加した。（栗原市）

## 評価指標 6 技能実習を除く外国人雇用者数（厚生労働省調べ）【各年10月末現在】

### ■指標説明

技能実習を除いた外国人雇用者の数

### ■目標値 H30：3,900人

#### 【考え方】

H22からH24までの平均増加率による増加見込み

### ■進捗状況 H26：4,042人 ⇒ H27：4,763人 ⇒ H28：5,570人 ⇒ H29：6,418人 ⇒ H30：7,325人

#### 【結果】

前年度から外国人雇用者数は907人増加した（前年度増加率14.1%）。